

1 3.時効

2021年3月13日(土)

●時効の種類

	要件	適用	適用外	期間	
取得時効	所有の意思 平穏且つ公然 他人の物を一定期間、 継続して占有	所有権 用益物権 ・地上権 ・地役権 ・永小作権 不動産賃借権	債権（不動産賃借権を除く）	善意無過失	占有の始めから 10年
				悪意有過失	占有の始めから 20年
消滅時効	権利を行使しない状態が 一定期間継続 所有権以外の財産権	債権 用益物権	所有権は ※絶対消滅しない	権利を行使できる時から 10年	

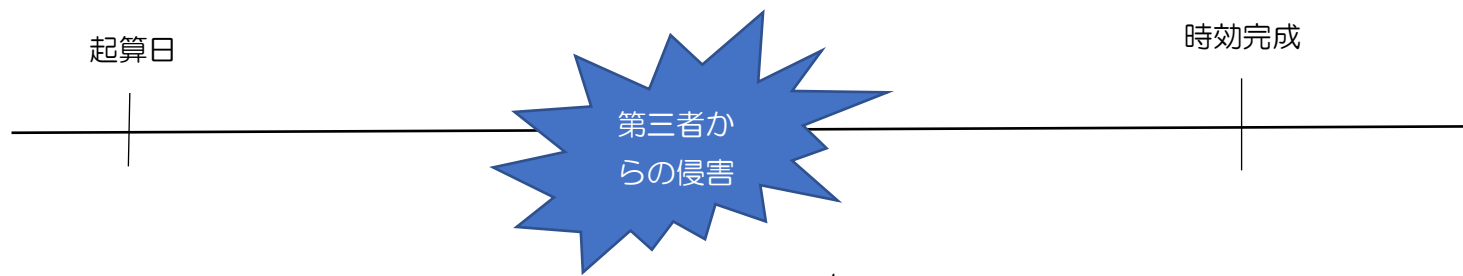
※1 抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、被担保債権と同時になければ、時効によって消滅することはない

※2 所有権は、他人の取得時効によって権利が失われることはあるが、所有権が消滅時効によって消滅することはない。

●時効の効果

時効の効果は、起算日にさかのぼって効果が生じます。（時効の遡及効）

例えば、起算日から時効完成の間に対象となる不動産に第三者から侵害を与えられた場合、元の所有者ではなく時効によって取得した者に損害賠償権を与えられるというもの。



1 3.時効

2021年3月13日(土)

●時効の援用

	時効の援用することができる者	
取得時効の場合	時効取得者自身	
消滅時効の場合		消滅時効の完成後に、時効完成の事実を知らずに債務を承認した場合は、信義則によりその後消滅時効の援用をすることはできなくなる

●時効の中断

① 裁判上の請求

- i .支払督促
- ii .和解及び調停の申立て
- iii .破産手続き参加等

② 裁判外の請求

- i .催告⇒**口頭や郵便での履行の請求⇒中断の効力が弱い⇒6ヶ月以内に①や②- ii を行わないと中断の効力なし。**
- ii .差し押さえ・仮差し押さえ・仮処分
- iii .承認

1 3.時効

2021年3月13日(土)

●問題例

問 1	<p>所有権の取得時効が完成するには、平穩かつ公然と、一定の期間他人のものを占有することを要し、所有の意思があることは要件とならない。</p> <p>答え 所有権の取得時効が完成するには、所有の意思をもって、平穩かつ公然と、一定の期間他人のものを占有することを要する。</p>	正 解 ○	12.12 秒
問 2	<p>所有権の取得時効が成立するために必要な期間は、占有開始時に善意無過失であった場合は10年間、悪意または善意有過失であった場合は20年間である。</p> <p>答え 所有権の取得時効が成立するために必要な期間は、占有開始時に善意無過失であった場合は10年間、悪意または善意有過失であった場合は20年間である。</p>	正 解 ○	9.73秒
問 3	<p>A所有の土地の占有者がAからB、BからCと移った場合において、Bが所有の意思をもって5年間占有し、CがBから土地の譲渡を受けて平穩・公然に5年間占有した場合、Cが占有の開始時に善意無過失であればBの占有に瑕疵があるかどうかにかかわらず、Cは10年の取得時効を主張できる。</p> <p>答え 土地の譲渡があった場合、前の占有者（B）の占有期間を合計することができるが、前占有者の善意・悪意も承継する。そのため、Bの占有開始時にBが善意・無過失であれば、Cは10年で取得時効を主張できるが、Bが悪意または善意有過失であれば、Cは、Bの占有開始から20年経過しないと取得時効を主張できない（ただし、Cは善意無過失なので、自分の占有期間が10年であれば取得時効を主張できる）。</p>	正 解 ×	38.02 秒

1 3.時効

2021年3月13日(土)

問 4	消滅時効が成立するために必要な期間は、通常の債権と判決で確定した権利は10年、短期消滅時効にかかる債権は1～5年、債権または所有権以外の財産権は20年である。 答え 消滅時効が成立するために必要な期間は、通常の債権と判決で確定した権利は 10年 、短期消滅時効にかかる債権は 1～5年 、債権または所有権以外の財産権は 20年 である。	不正解 ○	32.26 秒
問 5	所有権も一定の期間経過すれば、消滅時効にかかる。 答え 所有権 は消滅時効にかからない。	正解 ×	4.67秒
問 6	催告自体によって時効は中断し、催告後、何らの行為もすることを要しない。 答え 催告は裁判外での請求であるから、催告後、 6カ月以内に裁判上の請求等 をしないと時効は中断しない。	正解 ×	24.04 秒
問 7	時効の利益は、あらかじめ放棄することはできない。 答え 時効の利益は、あらかじめ放棄することは できない 。なお、時効の完成後であれば、時効の利益を放棄することができる。	正解 ×	3.79秒